

第5回 那珂川市農業委員会会議録

令和2年8月7日、那珂川市農業委員会会長は、令和2年度第5回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部 外会議室に招集した。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）
議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について（2件）

報告第13号 専決処分について 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について（1件）

報告第14号 専決処分について 現況証明について（1件）

〈農業委員〉 8人

〈事務局〉 3人

開会 （午前9時30分）

議長	ただいまから令和2年度第5回農業委員会を開催します。 議事録署名人の指名を行いません。 4番委員、5番委員を指名します。 議事に入ります。委員会内で発言する際は、挙手をし、私に指名されてから発言をお願いします。 議案第18号 「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第18号 「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1を説明した。
議長	担当の3番委員の意見を求めます。
委員	現地を事務局とで確認して、特に問題はないと思います。

議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第19号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案書の11ページをお願いします。 議案第19号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当の7番委員の意見を求めます。
委 員	今現在、倉庫があり、その横に農機具や機械類を置く倉庫 を作るといことです。 少し草は生えていますが、異常はないと思います
議 長	各委員から質問等を求めます。●委員。
委 員	この建物は、隣地の承諾というのはいらないのですか。
議 長	はい、事務局。
事務局	農地転用の際に、承諾書の様式を添付しているが、法律的 には、承諾書は不要。ただし、揉めないように、事前に申 請者に説明はしてもらっています。
議 長	はい。
委 員	この建物の北側はどうなっていますか。

議 長	はい、お願いします。
事務局	北側は、県が河川の工事中です。
委 員	わかりました。
議 長	ほかに、質疑等はありませんか。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成多数)
議 長	賛成多数により承認されました。 次に議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当は私です。 現地を調査しましたが、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。 はい、●委員。
委 員	こちらの物件名が、那珂川市発電所と書いていますが、これは本市が関係しているのでしょうか。もしくは、委託か何かされているのでしょうか。
議 長	事務局お願いします。
事務局	こちらは、公共施設等ではなく、あくまで、今回申請した会社の現場名称です。

議 長	他に、質問等ありませんか。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に議案第 2 1 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」 番号 1 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 2 1 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」 番号 1 を説明した。
議 長	各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に議案第 2 1 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」 番号 2 を事務局から説明させます。
事務局	次に議案第 2 1 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」 番号 2 を説明した。
議 長	各委員からの質疑を求めます。

	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員 挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に報告事項です。 報告第13号から報告第14号については、会長の専決として決裁処理を終わっている内容ですので簡単に説明させます。事務局をお願いします。
事務局	報告の1ページをお願いします。 報告第13号 「専決処分について 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」 番号1を説明した。 次に、報告14号 「専決処分について 現況証明について」 番号1を説明した。
議 長	本日の議案、報告は終了し、第5回農業委員会は閉会した。
	10時05分 閉会 議 長 署名委員 署名委員